

## 熊本県立大学後援会就職支援資格取得講座等助成要項

(趣旨)

第1条 この要項は、熊本県立大学後援会（以下「後援会」という）が熊本県立大学に所属する学生（以下「学生」という）の就職活動を支援するため、資格取得及び学内外で開催される講座の受講に対する助成に関して必要な事項を定めるものとする。

(助成対象の資格及び講座)

第2条 助成の対象となる資格及び講座は、学生の就職活動を支援するため後援会会長（以下「会長」という）が適当と認める資格及び講座（別紙）とする。

(助成の要件)

第3条 助成を受けるためには、次の要件を満たすものとする。

- (1) 資格取得については、在学中に取得したもので、取得後2年以内のものであること。
- (2) 講座については、後援会から助成を受けていないものであること。

(助成額)

第4条

- (1) 資格取得については各資格一律5千円とする。英語検定等については在学中の助成累計額上限を20千円とし、獲得したスコアや級により次の表のとおり助成額を決定するものとする。

段階	TOEIC®	TOEFL®(iBT(PBT))	英語検定	助成額	
1	645点以上730点未満	68(520)点以上79(550)点未満	準1級	4,000円	
2	730点以上800点未満	79(550)点以上90(577)点未満	—	10,000円	
3	800点以上	90(577)点以上	1級	20,000円	

\*段階ごとに1回限りの助成とする。2回目以降の助成については、前回までに助成している額を控除して助成する。

- (2) 講座受講については受講料の額に応じて次の表のとおり決定するものとする。

受講料	助成上限額
1万円未満	3千円
1万円以上3万円未満	5千円
3万円以上5万円未満	8千円
5万円以上	1万円

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、資格取得後または受講終了後に交付申請書（別記第1号様式）のほか、以下の書類を会長に提出しなければならない。

(1) 資格取得に対する助成

① 資格取得またはスコアを証明する書類

(2) 講座受講に対する助成

① 講座修了証明書、または受講したことを確認できる書類

② 受講料の金額が記載された書類

③ 領収書

(助成の決定)

第6条 会長は、前条の申請があった場合において、助成を適当と認めるときは、助成を決定し、その旨を通知書（別記第2号様式）で通知するものとする。

(雑則)

この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この要項は、平成15年9月1日から施行する。

2 この要項は、平成18年3月1日から施行する。

3 この要項は、平成21年6月25日から施行する。

4 この要項は、平成22年12月15日から施行する。

5 この要項は、平成23年2月8日から施行する。

6 この要項は、平成25年2月1日から施行する。

7 この要項は、平成25年11月1日から施行する。

8 この要項は、平成27年3月30日から施行する。

9 なお、第4条（助成額）の取り扱いについては、既に助成を受けている場合も累計額が上限に達していなければ、申請日より2年以内に取得したスコアに限り申請を受け付け、以前助成している額を控除して助成することとする。

(別紙)

第2条の資格及び講座について、以下のとおりとする。

(1) 対象となる資格

ITパスポート、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、日商PC検定(2級以上)、FP技能士、AFP、社会保険労務士、簿記検定(3級以上)、宅地建物取引士、司書、旅行業務取扱管理者、秘書技能検定(準1級以上)、社会人常識マナー検定(1級)、医療事務、福祉住環境コーディネーター、インテリアコーディネーター、技術士補、公害防止管理者、環境計量士、危険物取扱者(甲・乙種)、食生活アドバイザー(2級以上)、調理師、販売士(1級)、法学検定(中級以上)、行政書士、司法書士、税理士、弁理士、中小企業診断士、学芸員、日本語教育能力検定、日本語検定(4級以上)、実用英語技能検定(準1級以上)、HSK(中国語検定)(4級、5級、6級)、中国語検定試験(3級、2級、準1級、1級)、ハングル能力検定試験(3級、準2級、2級、1級)、韓国語能力試験(3級、4級、5級、6級)、実用フランス語技能検定試験(3級、準2級、2級、準1級、1級)、ドイツ語技能検定試験(3級、2級、準1級、1級)、TOEIC®(645点以上)、TOEFL®(68(520)点以上)

(2) 対象となる講座

①大学で主催するもので後援会助成を受けていない講座

A F P養成講座、簿記検定試験対策講座、行政書士対策講座等

②大学で主催するもの以外で、(1)に掲げる資格取得を目的とする講座

【参考】

1 対象とならない資格及び講座の基本的な考え方は下記のとおりである。

- ・教員免許及び資格のうち合格の難易度が低いもの、就職活動との関連性が低い資格
- ・料理、絵画、ピアノ、カメラ、書道、英会話等趣味を主眼とすると判断される講座

2 対象の資格及び講座については、随時見直し、(別紙)の改訂を行うものとする。